

国民生活センターの国への移行を踏まえた
消費者行政の体制の在り方に関する検討会
第1回議事録

内閣府検討会担当

国民生活センターの国への移行を踏まえた 消費者行政の体制の在り方に関する検討会 第1回 議事次第

1. 日時 平成24年2月22日(水) 9:59~11:59

2. 場所 消費者委員会大会議室

3. 出席者

松原内閣府特命担当大臣、後藤内閣府副大臣

(委員)

大森座長、山本座長代理、足立委員、阿南委員、丹野委員、中村委員、橋本委員

畠中委員、室町委員、山内委員

河上消費者委員会委員長

福嶋消費者庁長官

野々山国民生活センター理事長

(説明者)

佐々木学習院大学法学部教授

原消費者委員会事務局長、林消費者庁地方協力課長

(事務局)

松山内閣府審議官、小田審議官、川口審議官、山形理事、服部参事官、浅田参事官

4. 議事

1. 開 会

2. 議 事

(1) 消費者行政の体制の現状について

・ヒアリング

(2) 国民生活センターの在り方の見直しに関するこれまでの経緯について

(3) 検討会の今後の進め方について

3. 閉 会

○小田審議官 それでは、定刻前ではございますが、皆様、おそろいでございますので、ただいまから、第1回「国民生活センターの国への移行を踏まえた消費者行政の体制の在り方に関する検討会」を開催いたします。

私、事務局を務めます小田と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

まず、委員の御紹介でございますが、お手元にお配りしております資料1-2に委員名簿をお付けしております。11名の委員の方をお願いをしております。

なお、本日は、片山委員が所用のため御欠席でございますので、10名の委員の方に御出席をいただいております。席上に配付してございます座席表のとおり御着席をいただいておりますので、大変恐縮ではございますが、時間の関係で御紹介は省略をさせていただきたいと思っております。

この検討会には、消費者庁長官、消費者委員会委員長、国民生活センター理事長が委員ではございませんが、当事者ということで常時出席をさせていただきます。

事務局でございますけれども、お手元の資料1-3に事務局メンバー等を載せてございます。内閣審議官の松山の下、消費者委員会事務局、消費者庁、国民生活センターからなる特命チームで務めさせていただきます。

それでは、開催に当たりまして、松原仁内閣府特命担当大臣よりごあいさつをいただきたいと思います。

よろしくお願いいたします。

○松原仁内閣府特命担当大臣 委員の皆様におかれましては、本検討委員に御就任をいただき誠にありがとうございます。

また、佐々木先生におかれましては、御多忙の中、本日のヒアリングのため時間を割いていただき誠にありがとうございます。

消費者行政を抜本的に強化することを目的に消費者庁、消費者委員会が平成21年9月1日に設置されてから2年余りがたち、こうした新しい仕組みが消費者の皆様のお役に立っているのか、その検証、評価をするべきときとなりました。

私としては、その検証、評価の上に、反省すべきところは大きい反省し、改善すべき点は改善していく。そして、多くの皆様の知恵と熱意を結集し、強い総合力をいかに発揮できるかが今後の消費者行政の発展のため、大変重要であると考えております。

本検討会では、その上で、消費者庁、消費者委員会、その他の消費者行政にかかわる体制の在り方についてどのように考えるか。同時に、国民生活センターの機能を担う国における組織の具体的な在り方はどうあるべきか。この2点について明らかにしていただけるよう、御意見等をお願いいたします。

本年1月の閣議決定で国民生活センターの機能を国に移管することとしたところでありますが、国民生活センターは消費者問題の中核の実施機関として、支援相談、研修、商品テスト等の機能を担っており、各機能は一体となって地方消費者行政の支援機能を果たしております。

したがって、国民生活センターの各機能についてそのすべてを維持し、基本的に一体性を確保しつつ、より一層充実させていくことが重要であります。

このため、国民生活センターの機能を国へ移管することを踏まえ、現場感覚に基づいた柔軟性、機動性をいかに確保するか。業務運営の独立性をどのように担保するかについて、皆様の忌憚のない御意見をいただければ幸いです。さまざまな御意見を踏まえ、1人でも多くの関係者の御理解、御協力を得られる結論を得て、消費者行政の充実を図ってまいります。

座長には、行政学の権威であり、長年にわたり内閣府独立行政法人評価委員会で委員長をお務めになった大森先生にお願いをいたしました。大森先生を始め、委員の皆様におかれては、大変御多忙の中、誠に恐縮でございますが、消費者行政全体の機能強化を図るため、大変重要な検討であります。今年の夏までに結論を得るべく、精力的な御検討をお願い申し上げます。

今回、こういった検討の場が生まれて、そして、やはり私たちの視野というのは、役所的な観点だけではなく、勿論そういった要素も必要であります、それ以上に消費者側の観点を中心にしてやっていくことが一番重要なことだろうと思っております。従来の流れというものは、それはそれで尊重しながらも、私が申し上げたいことは、消費者サイドに立った物の見方をできるだけ反映させるようにしていくことが結果として、私に課せられた使命だと思っておりますので、そういった意味で御議論を深めていただければと思います。

委員の先生方は既に今日お集まりの皆様であります、委員でない方々のヒアリングも熱心に行う機会を設けていただいて、そうした中を通して、より多くの方々の声を吸収し、消費者のためのさまざまな施策が国民全体のそういった意識を持つ方々の総合力の中で実施できるように、そういった配慮をすることも私の立場からは必要だと思っております。こういったことを踏まえ、本当に意味のある検討が行われるよう、心よりお願い申し上げます。

よろしく願いいたします。

ありがとうございました。

○小田審議官 ありがとうございました。

続きまして、本検討会の座長でございますけれども、今、松原大臣より御発言がございましたとおり、大森彌委員を本会議の座長をお願いしております。

それでは、これ以降の議事進行につきましては、大森座長にお願いしたいと思います。

よろしく願いいたします。

○大森座長 一言ごあいさつ申し上げます。

御指名いただきました大森彌でございます。

私は、独法が開始された後、各府省に置かれている評価委員会がございまして、内閣府の中に置かれた所管の独法についての評価委員会を仰せつかりました。結構長くやったものですから、やっとならで足が洗えたと思っております、もうこれっきりだと思っておりますけれども、諸般の事情と申しますか、いろいろなことがございまして、もう一度、関係するテーマでございまして、もう一回このことを仰せつかりました。短期集中で検討することになっていまして、結構難しい課題でございますが、皆様方に御協力を得まして、今の大臣からの御要請にきちっとお答えしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それではまず、本会議の運営要綱を決定させていただきますので、お手元に配付されています本

会議の運営要綱（案）がございます。事務局から簡単に説明していただきます。

○浅田参事官 おはようございます。事務局でございます。

運営要領につきましては、お手元の資料1－4でございます。案文を付けてございますので、これに沿って御説明申し上げます。

まず、運営要領でございますが、戻りますけれども、既に資料1－1で本検討会の設置要綱を大臣決定という形で決めております。それを受けた細則でございます。ポイントのみ申し上げます。

第2条、座長の大森先生が検討会の進行を行うということでございますが、2項におきまして、座長の代理を置くということを決めたらどうかということでございます。

第3条、検討会は公開とするということでございます。ただし、必要と認めるときは、一部を非公開とする。

第4条、検討会の終了後、議事録を速やかに作成し、公表する。

第5条、その他、細則についてはまた別途定めるという規定案でございます。

御審議をお願いします。

○大森座長 いかがでございましょう。よろしゅうございましょうか。

それでは、こういう運営要領で運営させていただきます。

この運営の細則がございますので、これについても事務局から説明してください。

○浅田参事官 引き続き恐縮でございます。

次に、資料1－5、運営に関する事項について（案）でございます。

まず1番目、検討会の日時、開催場所については内閣府ホームページ等で公開する。

2番目、もう既に皆さんに入っていただいておりますが、傍聴を認める。ただし、開場のキャパシティに応じて、もしあふれたら傍聴を制限するといったこともあり得るということでございます。

3番目、開場の撮影及び中継は不可としますけれども、先ほどありましたとおり、報道の方が冒頭について全体の風景を撮影する、いわゆる頭撮りについては除く。

4番目、検討会の終了後、今、カメラがございましてけれども、議事の模様はインターネットで、内閣府ホームページで配信する。

5番目、委員の皆様方に御協力いただきたいこととございますが、各委員におかれましては、検討会に資料を出したいという場合、原則として、開催の日の2営業日前までに事務局に御提出いただきたい。扱いについては、座長に決定いただいた上でということでございます。

以上でございます。御審議、お願いいたします。

○大森座長 いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、そういう形で運営させていただきます。

運営要領の第2条第2項で座長代理を指名することになっていまして、恐縮ですけれども、私からは山本隆司委員にお願いしたいと思っています。上げてお引き受けいただきたいと思います。よろしゅうございましょうか。

○山本委員 御指名でございますので、お引き受けいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○大森座長 よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入らせていただきます。

消費者行政の体制の現状につきましてですが、ただいま大臣から検討課題が主として2つ示されてございまして、国民生活センターの機能を担う国における組織の具体的な在り方、もう一つは、消費者庁、消費者委員会、その他の消費者行政に係る体制の在り方でございます。

これについて私どもが検討するに当たりまして、消費者庁設立の基本的な考え方を議論されました消費者行政推進会議の座長をお務めになりました佐々木毅学習院大学法学教授にお越しいただいています。恐縮ですけれども、平成20年当時どんなことを目指されたのか、消費者行政の姿について御報告いただければと思います。

よろしく願いいたします。

○佐々木教授 御紹介いただきました佐々木でございます。

もうこちらとは関係がないかと思っていたのですけれども、今日はもともとの委員会の活動、特にそこで議論になったテーマについてお話するように仰せつかりました。手短かに話を進めさせていただきますと思います。

資料2-1と参考8をよろしければごらんいただきたいと思います。

我々の消費者行政推進会議は、参考8、平成20年6月27日の閣議決定の基になる取りまとめを行った会議でございまして、当時の福田総理の御指示で、生活者、消費者が主役となる社会へ向けた行政の在り方の総点検を審議しておりました国民生活審議会の会長をしていたという流れがありまして、その上で消費者行政推進会議の作業が始まったということを御理解いただきたいと思えます。

総理が国会の施政方針演説におきまして、各省庁縦割になっている消費者行政を統一的、一元的に推進するために強い権限を持つ新組織を充実させること。そして、この組織は国民の意見や苦情の窓口となり、政策へとそれが直結させられ、消費者を主役とする政府の舵取りになるものであることといった御趣旨の発言をされているわけございまして、我々の委員会は2月から6月まで極めて集中的な検討を行ったわけでございます。総理は毎回出席されまして、御発言をされるという会議でございました。

そこで議論になったことをかいつまんで申し上げさせていただきたいと思えます。

簡単には資料2-1、詳しくは参考8をごらんいただきたいと思えます。

参考8、1ページに「はじめに」とございます。

「消費者を主役とする政府の舵取り役」として、消費者行政を一元化する新組織の創設は、消費者の不安と不信を招いた個々の事件への政府全体の対応力の向上を目指すのみならず、明治以来の日本の政府機能の見直しを目指すものである。明治以来、我が国は各府省庁縦割の仕組みの下それぞれの領域で事業者の保護育成を通して国民経済の発展を図ってきたが、この間「消費者の保護」はあくまでも産業振興の間接的、派生的テーマとして、しかも縦割的に行われてきた。しかし、こうした古い行政モデルは見直しの対象となり、規制緩和など市場重視の施策が推進されるようになった。その結果、今や「安全安心な市場」、「良質な市場」の実現こそが新たな公共的目標として位置付けられるべきものとなったのである。それは競争の質を高め、消費者、事業者双方にとって長

期的な利益をもたらす唯一の道である。

これが我々の基本的な考え方でございます。つまり、明治以来の伝統的な行政の仕組みが変わってきた。そして、小泉政権の後でございまして、規制緩和ということが言われるようになってきて、今までの仕組みは批判の対象になった。しかしながら、規制緩和だけでいいのか、あるいは問題は起こらないのかという段階でこの委員会が発足したということございまして、「良質な市場」という言葉などが当時としては極めて重要な概念として念頭にあったわけでございます。その意味で、ただ競争すればいいというのではなくて、競争の質をどう高めていくのか、そのことに向けて消費者、事業者双方がある種、協力できる市場が望ましいのではないだろうかということ議論を進めたわけでございます。

そういう基本的なパーセプションに基づきまして、消費者行政を一元化する新組織の創設に向けて、政府のこれまでの消費者行政の在り方を定めていた、消費者基本法の理念を更に積極的にとらえ直すという意味で、行政の「パラダイム（価値規範）転換」ということを当時申しましたけれども、その意味で、これを拠点にして行政全体の改革をやろうという意気込みも当時はあったわけでございます。そして、それは消費者・生活者が主役となる社会を実現する国民本位の行政に大きく転換する1つの重要な突破口であるというのが消費者庁を議論したときの基本的な目線でございます。

そこでまず何が問題かということ、縦割の体制に対して消費者行政の一元化ということが当時は非常に繰り返し、繰り返し言われておりました、そのためには強力な権限と必要な人員を備えた組織をつくらなければならない。しかし、これが機動的に活動できる賢い組織として司令塔の役割を果たすためには、何よりも地方自治体との緊密な協力が必要であるということが非常に大きな関心事、テーマでございました。

したがって、消費生活センターの強化充実を前提にした緊密な全国ネットワークが早急に構築されなければ、いわゆる消費者・生活者が主役となる社会の実現は期待できない。中央・地方を貫く、消費者の声が届く連携・協力のネットワークの創出が不可欠であるということがそこに書いてあります。

そのような意味で、勿論これは一挙にすべてこうした理想が実現するわけではありませんが、こういう組織が動き出すためには、消費者の強力な後押しが欠かせない。つまり、何か新しい組織ができたから、それにお任せしていればいいという消費者の在り方ではとてもではないけれども、世の中は変わらないと、端的に言えばそういうことございまして、消費者がよりよい市場とよりよい社会の発展のために積極的な関与があって初めてこうした組織も生きてくると、こういったことを当時は熱っぽく議論したわけでございます。その意味で、消費者のさらなる意識改革も促すという面があるということでございます。当時、「消費者市民社会」という言葉も審議会の中でもよく使われておりましたので、そういう言葉も出ています。

新組織が果たすべき役割ということで、今、申し上げましたようなことで基本的なコンセプトを固めまして、以下の6つの原則が必要であるということをお示ししたわけございまして、「新組織が満たすべき6原則」と我々は申しました。

消費者にとって便利でわかりやすいということでございます。

そして、よく、すき間事案だとかいろいろなことが言われまして、たらい回しということになるのでありますけれども、そうしたことをいかにしてなくしていくか。便利でわかりやすいということだろうと思います。消費者・生活者がメリットを十分実感できるものでなければならない。迅速な対応を行えるものでなければいけない。専門性の確保が必要である。透明性の確保が必要であるということです。効率性の確保が必要であるということ。そして、これは各省庁間の重複や、いろいろな今までの不合理も一緒に改めていこうということになりますし、特に透明性の確保では、具体的には有識者からなる機関を設置し、消費者等が新組織や各省庁の消費者行政をチェックし、消費者の声を反映させることがありますけれども、これは委員会をつくる話としてこの中に出てくるわけでありませぬ。

そういう6原則がありまして、では、どういう組織の形態がいいのかについては、資料2-1の2枚目の裏の方に、これは会議のときに使った資料でございますけれども、内閣府に置く独立官庁型、いわゆる消費者庁、それから行政委員会型というもののどちらがどうなんだろうという比較検討を行ったことがございます。

これにつきましてもいろいろ議論がありましたが、6原則に従って比較検討し、総合調整、政策の企画・立案、緊急時の迅速な対応といった観点から行政委員会型よりも内閣府に置く独立官庁型が優れているのではないかとということで消費者庁を設けるということにいたしましたわけでございます。

あと、窓口の設置、具体的にどのような対応をするかということで、一元的な相談窓口の設置という文脈の中でよく話題になりましたのは、365日24時間対応だとか、特にその中で国民生活センターが中核的組織であるという議論をいたしました。国民生活センターそのものについて立ち入った議論は我々のところでは余りすることがございませぬでした。これは大事だとか、守っていかなければいけないという話はしたのですけれども、これをどうするこうするという話は実はしなかったのであります。これに対して、参考資料8の6ページには、地方の消費生活センターの話は実は結構たくさん出てくるのです。これは御案内のように、地方分権の流れの中で、消費者行政は自治事務になったということがありまして、地方によりましては、随分消費者行政の体制に大きなでこぼこ感があるということが気になったわけございまして、そこで何とかこれを全国的な一元的な相談窓口体制をつくらなければいけないということに我々としては議論を集中したということがございます。そして国民生活センターそのものをどうだこうだという話は実は議論にならなかつたと記憶しております。専ら、国の中核的実施機関として新組織を支援するというところだけを確認をただけでございます。

長くなりますが、消費者庁の設置のいろいろ細かな問題、組織法上のいろいろな問題、どのような形で消費者庁が情報を収集し、司令塔として迅速に活動するのかについての具体的な取り組みにつきましても、各省庁との連携を含めていろいろ議論がございました。

参考8の9ページには、例のすき間事案への対応策のための新法をつくるだとか、個別作用法の所管をどうするかということについては、「表示」「取引」「安全」等につきましてもいろいろ具体的な

話題がそこで最終的に検討されたわけでございます。

そして、消費者政策委員会をつくらうということが当初からございまして、これは透明性の高い仕組みをつくるのを保障するため消費者からの御意見を受ける窓口として、そしてそれを基にして、消費者からのいろいろな意見を基にしまして消費者政策の企画立案、その他もろもろの件について諮問への答申、意見具申を行うものとして、消費者政策委員会を仮称として当時考えたわけでございます。

当時、最後になりまして結構大きな話題になったのは食品安全委員会をどうするかという話が実は問題でありまして、最後のときはこういう問題が私の耳にたくさん入ってまいりました。

御案内のように、消費者政策委員会は、われわれの提言ではあくまでも消費者庁の中に置く委員会という感じだったのですが、これは恐らく野党が要求されたのだと思うのですが、国会審議の過程で現在ある形にもう少し独立的な立場に立つ委員会になったのではないかと理解しているわけでございます。

そのようなことで、我々がこの問題を考えたときは、最後に改めて申し上げますけれども、古い行政の仕組み、いわゆる事業者と行政とが協力しながら経済発展させていくという古いタイプのもので終わって、そして規制改革が行われて、その後不安定な感じが消費者問題をめぐって新たに出てきたという認識が非常に強うございまして、そこで消費者と事業者双方にとって、ある委員がよく口ぐせのように言っていましたけれども、ウイン・ウインの関係にするにはどうしたらいいか。そこで市場の在り方そのものを、市場か市場ではないかではなくて、市場の中身につきまして、その質につきましてきちっと一定程度改善すること、市場は1つの公共的なシステムとしてこれを積極的に事業者、消費者、行政を含めていいものにしていかなければいけないという気持ちで当時は消費者庁の設置に向けた議論をした。以上、私からの大変つたない、そしてやや細部についてはあやしいのですが、とりあえずの御報告とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○大森座長 ありがとうございます。

今の御提言を受けて、新しい体制ができましたので、現状についてざっとですけれども、どうなっているかを御報告いただいた後、御質疑をさせていただきます。

○服部参事官 資料2-2、2-3及び2-4に基づきまして御説明させていただきます。

まず、資料2-2、消費者庁、消費者委員会の設置に至る経緯についてでございます。

ただいま佐々木先生から消費者行政推進基本計画についてお話をいただきましたが、その後、3番目の丸でございます。消費者庁関連3法案が閣議決定されまして、平成21年6月、3法の成立となっております。ここでは与野党の修正協議によりまして、消費者庁に置くこととされておりました消費者政策委員会に代わり、内閣府に消費者委員会を設置するということとなっております。そして、21年9月、設置の運びとなっております。

次に、資料2-3、消費者行政の体制。上の方でございますが、内閣総理大臣は内閣府に消費者政策を担当する大臣を置くこととなっております。この担当大臣が消費者委員会及び消費者庁の事務を掌理しております。また、消費者庁は国民生活センターを所管しております。

これら3つの組織のうち、まず、消費者委員会でございますが、消費者行政全般の監視機能を有し、独立した第三者機関として、消費者政策の重要事項について、内閣総理大臣や関係各大臣、また、消費者庁長官に建議を行うこととなっております。

次に消費者庁でございます。消費者行政の司令塔・エンジン役として位置づけられております。具体的業務といたしましては、地方自治体や国民生活センター、各省庁がキャッチした情報を一元的に集約し、調査・分析。消費者事故情報を迅速に発信して、消費者に注意喚起。また、各省庁に対して消費者被害防止のための措置に当たるよう要求。他の法律に基づく措置がない「すき間事案」について、事業者に勧告。特定商取引法や景品表示法など、消費者に身近な法律を所管・執行。更に分野横断的な制度を企画立案でございます。

そして、国民生活センターでございます。消費者行政における中核的な実施機関として、6つの機能、すなわち、消費生活センターでは解決困難な相談への支援、消費生活相談員などへの研修、商品テスト、PIO-NETを通じた相談情報の収集・分析・提供、広報、裁判外紛争解決手続に当たっております。

2ページ、この資料は、消費者庁の発足に際して、どの省庁から、それぞれ何名の定員が移し替えられ、また、どのような法律が移管されたかを示したものでございます。右下にございますが、定員数、発足時の202名から増加し、24年度には279名となります。

3ページ、消費者庁の組織を示したものでございます。9つの課がございますが、主として上から2番目の消費者政策課、消費者制度課、消費生活情報課、地方協力課までが消費者行政に関する企画調整部門。そして、消費者安全課から、取引対策課、表示対策課、食品表示課までが法執行部門として業務に当たっております。

駆け足で恐縮でございますが、次のページに消費者委員会の審議体制を図示させていただいております。

委員会は河上委員長を含め10名の委員により構成されております。現在、本委員会の下に2つの部会が設置されております。事務局の体制でございますが、右側、定員9名。このほかにも非常勤の政策調査員12名等が勤務しております。

最後に5枚目、国民生活センターについてでございます。職員数は左上にございます127名。主として、上の方にございます総務部、経理部がバックオフィスとして、また、総務部の中にあります広報室、中ほどの情報管理部、相談情報部、商品テスト部、研修部、紛争解決委員会事務局がフロントオフィスとして業務に当たっております。

資料2-4、これは「消費者行政推進基本計画」の概要と消費者行政の進捗状況を対比させたものでございます。左側に概要、右側に進捗状況を記載させていただいております。ここでは2番目のボツ、先ほど御紹介いただきました新組織が満たすべき6原則を中心に御説明させていただきたいと思っております。

新組織は以下の6原則を満たすべきとされております。

1点目、消費者にとって便利で分かりやすいということ。ここでは、生産者サイドから消費者・生活者サイドへの視点の転換の象徴、強力な権限と責任、情報収集と発信の一元化、一元的窓口と

いったことでございます。

右側、進捗状況でございます。消費者庁が消費者行政の司令塔として、消費者委員会が消費者行政に対する監視機能を発揮する組織として、平成21年9月1日に発足しております。情報収集と発信の一元化として、以下の事項を実施しております。まず、消費者事故等に関する情報を消費者庁に集約しているということでございます。①消費者安全法に基づき通知された消費者事故等、23年度上半期は8,000件近くの通知を頂戴しております。安全法に基づく措置、これらの情報を基にした対応でございますが、関係行政機関への資料提供要求、消費者への注意喚起、消費者安全法にて通知された重大事故等の公表に当たっております。また、一元的窓口に関しまして、全国共通の番号として消費者ホットラインを全国で実施しております。

次のページ、2番目の原則、消費者・生活者がメリットを十分実感できるという点でございます。

「取引」「安全」「表示」などの問題を幅広く所管、消費者行政全般の司令塔、消費者に身近な問題を取り扱う法律を所管、立法に関しましても、すき間事案への対応や横断的な規制体系の整備のための新法の制定、被害者救済のための法的措置を検討という点でございます。

右でございます。進捗状況。消費者庁は32の法律を所管し、注意喚起から法執行まで幅広く実施。また、関係省庁と「新たな手口による詐欺的商法に関する対策チーム」も設置しております。立法に関しましては、安全法を改正し、すき間事案への対応等を規定する予定。また、中ほどでございますが、貴金属等の訪問買取りに係るトラブルに対する対応として、特定商取引法の改正準備中。食品表示の一元化に向けた検討に当たっております。被害者救済に関しましては、集団的消費者被害回復に係る新たな訴訟制度につきまして、今次通常国会への法案提出を目指して検討中。また、「行政による経済的不利益賦課制度」、「財産の隠匿・散逸防止策」については、現在検討中でございます。

3番目の原則、迅速な対応。相談や法執行等に迅速に対応。また、緊急時への対応という点でございます。

右側の進捗状況でございますが、地方自治体が消費生活センターを新設しております。また、国民生活センターでは消費者ホットラインを活用した地方支援が行われております。消費者庁の法執行の対応状況でございますが、ここに掲げております表のとおりでございます。また、消費者安全情報総括官会議を設置し、実施しております。

4番目の原則、専門性の確保。この点につきましては、消費者庁では、各省庁からの出向者のほか、地方自治体、国民生活センター、民間企業からの出向者がおりまして、各省庁や民間で蓄積された専門性を活用しております。

5番目、透明性の確保。有識者から成る機関を設置し、新組織や各省庁の行政に消費者の声を反映という点でございます。

消費者委員会において以下の事項を実施しております。重要事項について建議。内閣総理大臣、関係各大臣の諮問に応じた調査審議。消費者庁におきましても、具体的な事案に応じて各種の研究會を開催しております。

最後の原則、効率性の確保。この点につきましては、消費者の立場から強力な指導力を発揮する

機動的な賢い組織。関係機関への事務の委任や地方への権限移譲。地方における円滑かつ確実な遂行に配慮。機構・定員及び予算を振り替え。定期的な評価・見直しという点でございます。

右側でございますが、特命担当大臣を必置することが規定されております。都道府県、地方支分部局におきまして、景品表示法、特定商取引法、JAS法等に基づき法執行がなされております。各府省から業務・定員を移管。政策評価を実施しております。

この6原則のほかに、消費者が頼れる分かりやすい一元的な相談窓口の設置という欄がございます。右の下に下線を引いておりますが、安全法では消費生活センターの位置づけが規定されております。

また、(2)として国、地方一体となった消費者行政の強化でございます。

右の欄でございますが、地方消費者行政を活性化するため、以下の取り組みを実施しております。地方消費者行政活性化基金の造成、基金を積み増し、国民生活センターを活用した地方支援事業の実施、消費者行政に係る地方交付税措置を大幅に拡充しております。PIO-NETにつきましても、システム刷新し、平成22年3月より運用開始しております。

以下、4. 消費者庁（仮称）の設置とその機能、5. 消費者庁の体制の在り方、6. 消費者庁創設に向けたスケジュールでございますが、重複している点がございますので、この点につきましては、省略させていただきたいと思っております。

概要は以上でございます。

○大森座長 ありがとうございます。

それでは、佐々木先生からの御説明がございましたけれども、その後の現状について簡単な御説明がございました。佐々木先生が間もなく退席されますので、もし御質疑があれば最初に佐々木先生にお願いいたしたいと思っております。

どなたからでも結構でございます。

どうぞ、中村さん。

○中村委員 委員の中村雅人です。

今からもう3年前になりますが、20年6月の閣議決定は大変すばらしい、理想に燃えたものだったと思っております。今、役所の方からその後の実施状況の説明がありましたが、役所側から説明すると、ここまでやりました、の説明しかないんです。ところが、この間に例えばユッケの食中毒の事件、茶のしずく石鹼の事件とか、安愚楽事件、貴金属製品の押し買いの事件、こういう問題では消費者庁の対応は非常に遅い、エラーをしているという指摘もされております。佐々木先生の視点から見られて、この2年間の消費者行政は3年前の閣議決定と比べてどういう御感想をお持ちか、そこをまずお聞きしたいと思います。

○大森座長 よろしゅうございましょうか。

○佐々木教授 いや、困りました。恐らく隠されている問題はたくさんあるだろうと当時から我々は思っておりました。ですから、いろいろな意味で不十分だという批判は起こり得る組織を立ち上げるのではないかというのは正直言って、内心あったと思っております。不十分だ、不十分だという声ですね。ですから、ある意味でそのことはいいことではないのだけれども、このようなタイプの

行政組織を立ち上げるときは必ずそういう、不十分だという評価や批判が出てくるのはある意味で、甘受しなければならない側面もあるのではないかと。甘受しろと言っているのではないのですし、決していいことではないのですが、しかし、ステップ・バイ・ステップで何年かたったときに、それなりのスピードでやってきたなという評価を得られるようにするというのを基本に考えて、できるだけのことをするというのが具体的な姿かなとぼんやりですけれども、当時考えておりました。

ですから、まだ不十分だ、あるいは何か非常に取り扱いが適切さを、あるいは迅速さを欠くという御指摘は、これからもずっと出てくる可能性があるのではないかと。残念ながらそれを絶滅することは恐らくできないようなタイプの組織ではないだろうか。あとは、皆さん方の努力によってその距離感を縮めていく努力が進んでいるという評価を受けることができればと思います。10年たったときにどの程度の信頼感を持ってもらえるかです。3年というのは、個人的に言って、仕方がないのですけれども、しかし、ややちょっと時間的に言うと短いかなという感じも正直言って、しないわけではございません。

個別の案件について私は事情を知らないものですから、いろいろなことを申し上げる資格はないのですが、ただ、立ち上げたときからして、不十分だ、不十分だと言われるのは、あえてこれはある程度覚悟してやらなければいけないかなという気持ちを内々持っていたことは否定できない面があるかと思えます。それほど問題はたくさんあるし、氷山の海の上に出ていないものがたくさんあるので、その意味で言うと、僕が今関係しているもので言うと、法テラスの世界などと結構似ているところがあるのではないかと。先生は弁護士さんですから、よく御存じのように、そういう側面があるのかなと思っております。

ですから、あれはどう思う、これはどう思うということについては、私は判断能力がありませんので、答えを差し控えていただきたいと思えますけれども、やはり非常に御苦労される組織であるということについては、発足当時から我々は非公式な議論や感想としてはあったと思うし、その上でどうするかという構えでいかなければならないという感想は今も持っておりますので、これからは頑張ってくださいということ以外にはとりあえずコメントはございません。

○大森座長 ありがとうございます。

ほかにございませんでしょうか。

どうぞ。

○河上消費者委員会委員長 消費者委員会の河上でございます。

今日はどうもありがとうございました。

日ごろから消費者委員会をやりながらいろいろと悩むことが多いのですが、制度の策定にあたって全体として、一元化によっていろいろなものを集中して消費者政策の機能を強化してこうという動きであったことはよく理解できるのですが、一元化とか集中というのが往々にして現場との距離を置いてしまう結果になりかねない危険をはらんでいる。一方では集中という問題と、他方で現場に根付いた分散というものの、いわば両輪をつくらないと実は根源にある問題は解決できないのではないかと個人的には思うのですけれども、当初、そうした集中と分散ということについてはどうお考えだったのかお教えいただければありがたいと思います。

○佐々木教授 ありがとうございます。

やはり当初は集中にかなりの程度、関心を向けざるを得なかったということがまぎれもなくあるかと思います。分散の方は、ですから、先ほど申しあげましたように、各地の消費者センターがどうなっているかとか、そういうことは勿論気にはなっていたし、国民生活センターの役割が大変、重要な支援活動がたくさんあるのだということは勿論わかっていたわけでありすけれども、ある意味で言うと、今、先生がおっしゃられた集中と分散の全体としてのベストミックスみたいなものをどうつくるかということころまでは至らなかったというのか、あるいは何はともあれ、まずは、新しい組織を立ち上げることを考えているわけです。ただし、この組織の未来図としてどういうのがベストミックスなのかということころまでやれたかという点については、決して十分だったとは言えないというか、とにかく立ち上げようという話だったものですから、その意味で言うと、確かに言われるように、ある段階でベストミックスはどうなのかということをお検討なさるのは、我々の委員会を気にしないで議論されるということは必要な面があるのではないかなと思います。

ただ、これもどういうやり方をするかということについて周知を集めていただくことは当然でありますけれども、いろいろなステップがあるものですから、まずはある水準をキープするということがないといけないとか、これは現状認識を皆さんがどうお持ちになるかということに立脚した議論である必要はあるのかなと思いました。

ですから、我々のころは何かゼリーだとか、たらい回しだとか、そういう話で専ら、大変に忙しかったものですから、皆さん方の努力によって今とはそういう意味では状況が違ってきているのかもしれない。ですから、あくまでも現実を踏まえた上でどういうベストミックスをお考えになるかということをお話していかれるようお願いしたいと思います。

○大森座長 よろしゅうございましょうか。

それでは、佐々木先生、おいでいただきましてありがとうございます。

○佐々木教授 勝手なことを申しまして。よろしく願いいたします。

ありがとうございました。

(佐々木教授退室)

○大森座長 ちょっと私からお聞きしたいことがあるのですが、いいでしょうか。

資料2-3の消費者庁発足のときに関係府省から業務を移管したときに人もさまざまところから集中させたでしょう。ここで職員が消費者庁に来ているのですけれども、その後、人事が変わるときにはそれぞれおいでくださった数だけ、例えば公取からおいでになった方のだれかがお辞めになる場合は、また公取から来るのですか。この人事の運びはどうなっていますか。

○服部参事官 座長がおっしゃられるとおりでございまして、例えば2年経過されてそろそろ異動時期ということになりますと、その後任の方が同じ省庁から来られるというのがございます。ただ一方で、21年度と24年度の間は非常に数が増えております。こうした新規の増員分につきましては、いろいろなところから公募いたしますとか、そういった方法をとらせていただいております。

○大森座長 なるほど。

それでは続きまして、国民生活センターの在り方の見直しに関するこれまでの経緯についてざっ

と説明していただいた後、各委員の皆さん方から御発言いただくという手順にいたしたいと思えます。

それでは、よろしく申し上げます。

○林消費者庁地方協力課長 私、地方協力課長をしております林と申します。

それでは、お手元にお配りをしております、資料3-1から資料3-8に基づきまして、私の方から国民生活センターの在り方の見直しに係るこれまでの議論の経過について御説明をさせていただきます。

基本的には、資料3-1がこれまでの議論の経過についての概観に係る資料でございます。資料3-2から3-8までが、タスクフォースでありますとか、検証会議という別途の検討組織を設けて議論してまいりましたので、その間の過程あるいは国民生活センターの在り方につきましては、行政刷新会議の中で、いわゆる独立行政法人の見直しという中で議論も同時並行でございましたので、その関係の資料をお配りしております。

まず、資料3-1、最初に閣議決定とございます。一昨年12月、独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針が閣議決定されまして、この中で共通事項も定められておりましたが、個別の独立行政法人ごとの措置も決定されております。この中で国民生活センターについては、消費者庁の機能を強化する中で、独法制度の抜本の見直しと並行して、消費生活センターや消費者団体の状況等も見ながら、必要な機能を消費者庁に一元化して法人を廃止することを含めて法人の在り方を検討するというのが当時の政府の方針として決定されました。

これを受けまして、次の2ポツのところでございますけれども、同年12月24日に国民生活センターと私ども消費者庁の幹部で構成をいたしますタスクフォースを立ち上げました。時間の限られた中で組織の在り方、仕事の在り方、いろいろなものを具体的に検討しなければいけないということで、当事者でまずは議論をしよう。この過程で消費者団体の皆さんあるいは弁護士の皆さん、自治体や事業者の方々、こういった方々をお呼びして意見を伺ったり、公開でヒアリングを行ったり、シンポジウムを行ったりということで、国民の皆さんの御意見も伺いながら議論を重ねまして、平成23年8月に取りまとめをさせていただきました。

取りまとめの内容については、資料3-2をお配りしております。これが当時、取りまとめた内容のエッセンスをまとめたものでございます。この時点では、国民生活センターの各機能について平成25年度に消費者庁に移管し、一元化を目指すということにしておりました。基本的には、国民生活センターについては、消費者庁の中に施設等機関という位置づけですべての機能を一元化することにしておりました。

ポンチ絵の裏側、字が小さくて大変恐縮ですけれども、ごらんいただきますと、その時点でこのタスクフォースとして目指したものを上の方に取りまとめてございます。これは消費者行政全体の強化というのが当時、岡崎大臣がタスクフォース立ち上げ時の大臣でございましたけれども、大臣からは消費者行政全体の機能強化に資するということが最大の命題だということで与えられておりましたので、そういう視点から見たときのメリットといいますか、意義づけをまとめたものでございます。

消費者庁設立のときの経緯は先ほど佐々木先生から御説明がありましたけれども、改めて消費者目線を確立した消費者庁をつくっていく必要があると。これについては、プロパーの採用ということも含めた人的体制を将来に向けて充実させていくためにこういった方策も1つ必要なのではないかと、情報提供や注意喚起を一層迅速化していく必要があるだろう。あるいは当時、独立行政法人であるがゆえの限界として、政策的な対応にどう直結させていくのかといったことがありましたので、こういった政策面での対応や執行も強化をしていくべきであろうということ。

また、今年、新たな法案として提出をさせていただいておりますけれども、事故等の原因究明体制の整備をする、あるいはすき間事案を始めとする悪質商法対策に対しても強化をしていくといった面でもメリットがあるのではないかとということで整理をさせていただいております。

資料3-3はその当時のタスクフォース取りまとめ本体でございますので、ごらんいただければと思います。

こうした取りまとめを受けまして、当時は細野大臣でございましたけれども、御報告をさせていただいて、その上でこれを踏まえた判断というのを昨年8月にいただきました。それが最初の資料3-1の3ポツでございます、「取りまとめ結果を受けた政務判断」というものでございます。

ここでは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」、先ほど御紹介いたしました一番最初の閣議決定の内容に沿って更に検討を進めるべきということ。その際には、先行的に取り組める事項。大臣からは、具体的に情報提供、情報発信。いわゆる注意喚起等についての連携ということ。それぞれの組織の理解、連携を深めるといった意味で、国民生活センターと消費者庁との間での人事交流といったようなこと。こうしたことについて、まず、一元化に向けた試行を実施すべきであるといったこと。その上で、一元化に向けた試行の検証も含めて、国民生活センターの在り方について改めて第三者も含めた検証の機会を設けるべきだという御指示をいただきました。

そのために、4ポツのところでございますけれども、昨年10月に国民生活センターの在り方の見直しに関する検証会議を立ち上げさせていただきました。これは、後藤副大臣が主催者という形で、学習院大学の野村教授に座長をお務めいただいて、学識経験者、消費者団体あるいは弁護士の方々など、関係者による委員10名で構成をする第三者の委員会というものでございました。ここで、短期間でございましたけれども、10月から12月までの2か月の間に7回ほど検証会議を開催させていただきました。

このときには、まず、前提としてタスクフォースで結論を出しました消費者庁への一元化、その方法としての施設等機関ということ。これについては、これにこだわらずに、ありとあらゆる選択肢を視野に入れながらメリット・デメリットを含めて検証すべしということがございましたので、各委員の間では、その前提で御議論をいただいております。結果として、消費者行政全体の機能強化の観点から、どういったものが現実的なのかも含めて御議論いただきまして、(3)中間取りまとめをいただきました。

この議論の中では、資料3-5にこの当時出されました中間取りまとめ本体をお示ししております。ざっとごらんいただきますと、特に2ページ目、「3.(独)国民生活センターの在り方に関する選択肢」というのが記載されてございます。当時は、行政刷新会議の中で独立行政法人の後継組

織の在り方というものが一方で議論をされておりました、これを総称して「新たな法人制度」とここでは記述しておりますけれども、後継組織への移行あるいは消費者庁ということに限定しない中での国への移行。当時、検証会議の委員から改めて御提言がありました、こういった新たな法人制度とは別の政府から独立した法人への移行という3つの選択肢が議論の対象になっておりました。

その中でどういうものがふさわしいのかという御議論をいただきまして、中間取りまとめの内容、エッセンスについては、資料3-1の(3)にその内容を記載してございますように、新たな法人制度への移行というのが法人の独立性、柔軟性、機動性といったことを確保していく上で、また、相互補完性や一体性のある国民生活センターの機能を将来に向けて充実しながら維持をしていく上でも、非常に大きな懸念があるということで、そういう中では国に移行することが現実的なのではないかということが中間取りまとめの中では示されました。

その際の選択肢としては、消費者庁だけではなくて、今日もこの御議論をいただきますように、消費者委員会や内閣府本府とさまざまな形態があるのではないかと。また、組織の形態としても、施設等機関という形だけではなくて、特別の機関であるとか、あるいは行政庁の本体に完全に統合するといったことも含めていろいろな組織形態があるので、それを視野に入れながら、国への移行というものを現実的という形で判断をいただきました。

その際に、いわゆる政府から独立した法人をどう取り扱うかということがまた更に議論になりまして、この政府から独立した法人というのは、必ずしも定義は明確ではございませんでしたけれども、当時の委員の御指摘を踏まえると、当時は独立行政法人である限りは、いわゆる行革的な提示の見直し、これは必須の状況でございました。座長はよく御存じのことではございますが。こうした行革的な視点からの法人組織の在り方の見直しという枠組みから外して、かつ運営についての財政支援は継続的に確保される、そういう新たな組織ができないのかという御指摘でございました。

政府から独立した法人といのは、ある意味、財政支援は受けながらも、その機能や活動については政府から一定の距離を置いて、自主性とか独立性を担保するという趣旨でございましたけれども、その考え方そのものは、現実性の点から非常に課題が大きなものであると事務方としては思っておりますけれども、考え方については選択肢の1つとして留意すべきであるということで、中間取りまとめの中には記載をしてございます。

更に、国への移行ということを検討していく上で、議論の中では、附則三項の趣旨も留意しつつとございますけれども、消費者庁及び消費者委員会設置法を国会で議論していただきましたときに、設置法の附則に三項というものがございまして、ここでは、先ほど座長から御指摘をいただいた消費者庁に移管された関連法案、関連法律の外に議論はされたけれども、残っている法律というものがございまして、こうしたものを念頭に置きながら、消費者関連法律への消費者庁の関与の在り方をまず見直すべきであると。それと同時に、消費者行政体制を強化する観点から、消費者庁、消費者委員会あるいは国民生活センター、こういう関与する消費者行政組織の在り方についてもある種の、1つの視点として検討するということが附則三項にございまして、こういう趣旨を踏まえて、引き続き議論をするのが適当ではないかと。また、予算等々の関連から、今年の夏までにこの体制の在り方について結論を得るように努めるべきというのが中間取りまとめの内容でございました。

中間取りまとめ本体をごらんいただきたいと思います。

資料3-1の裏側、「5. 検証会議中間取りまとめを踏まえた政務決定」というものがございまして、具体的には、資料3-6、これは当時の山岡大臣から記者会時に配付をしていただいた資料でございます。ポイントは、国民生活センターの各機能については、すべてを維持して、基本的に一体性を確保しつつ、国へ移行することが妥当であるということ。国への移行の具体的な在り方については別途検討の場を設けて検討し、今年の夏までに結論を得た上で、平成25年度を目途に国へ移行するための所要の法整備等を行うというのが発表の内容でございました。これが検証会議での取りまとめを踏まえた政務の判断でございます。

その際に、先ほどちょっと御紹介をさせていただきました、いわゆる政府から独立した法人という考え方については、厳しい財政状況でありますとか、継続的にセンターの機能を強化していく必要性等々の状況を踏まえますと非常に難しいということもございまして、この考え方については、国への移行を議論する中で趣旨を生かしていくことが現実的なのではないかということもございました。

これがこれまで消費者庁ないしは検証会議という場で行われてまいりました消費者サイドの議論の経緯でございます。一方で、先ほども御紹介をいたしましたように、行政刷新会議の中で独法の分科会が設けられて議論がされておりました。当初、スタート時では、一昨年12月に閣議決定があったわけですが、昨年の夏ごろから独法の分科会が設けられまして、各独立行政法人ごとのヒアリングあるいは議論といったものが行われまして、国民生活センターも当然のことながら対象となり、議論をされました。

「6. 行政刷新会議独立行政法人改革に関する分科会報告」とございます。具体的に最終的な決定が得られましたのは、今年に入りましてから、1月19日でございます。これは、分科会報告の中の国民生活センターに関する部分のエッセンスでございます。国民生活センターについては、消費者行政全体の機能を効率化・強化し、国民の安全・安心を確実に担保するため、平成25年度を目途に本法人の機能を国に移管すべきであるということが分科会報告の中でうたわれております。具体的には抜粋として、資料3-7をお配りしておりますので、ごらんいただければと思います。

引き続き行政刷新会議、閣議がございまして、分科会報告を受けまして、行政刷新会議決定、また同内容の閣議決定が行われております。これが「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」として閣議決定をされておりました、これについては資料3-8をお配りしております。

全く同じ内容ですけれども、この国民生活センターについては、消費者行政全体の機能を効率化・強化し、国民の安全・安心を確実に担保すると。このために必要な定員・予算を確保した上で、平成25年度を目途に本法人の機能を国に移管するということが改めて閣議決定をされております。

これがこれまでの消費者庁や国民生活センターを中心とする消費者サイドの議論、行政刷新会議での議論の流れでございます。

私からの報告は以上でございます。

○大森座長 では、次をお願いします。

○原消費者委員会事務局長 消費者委員会の事務局長をしております原と申します。

消費者委員会のこの間に関する活動について御紹介をさせていただきます。

資料3-9、参考として、参考4-1、4-2、参考5をお付けしております。

資料3-9で時系列的にお話ししたいと思います。

先ほど消費者庁の方から御説明がありましたけれども、平成22年12月24日から消費者庁と国民生活センターによるタスクフォースでの議論がスタートしておりまして、5月13日にタスクフォースの中間整理が出ております。この間、消費者委員会としては、地方自治体の実態調査ですとか、有識者ヒアリングも重ねておりまして、平成23年6月10日の消費者委員会においてタスクフォースの中間整理を踏まえた検討報告についての意見を申し上げたところです。

ここの資料は参考4-1、国民生活センターの消費者庁への一元化には、懸念される点が少なからずあり、これらについては更に慎重に検討を深める必要があるとしております。例えば国センで行っている情報提供の在り方などについて懸念があるといった具体的な事例を提示しております。本件については、有識者も加わった公開の場での審議を深めた上で最終的な判断を行うことが望ましいと6月10日の時点では申し上げております。

更に、7月15日の消費者委員会の場において、本件の議論の進め方について再度意見を取りまとめて発表しております。参考4-2になります。本件については、現在のタスクフォースでの検討を最終結果とせず、有識者等による「検討会」を設置し、消費者行政体制を更に強化していく上でどのような体制整備が必要かなど、幅広い視点からの検討に取り組むべきということ、6月10日の意見をまた重ねたような形で意見を表明しており、8月26日、細野大臣における決定ということで、新たに検証会議が設けられたということになります。

資料3-9、裏のページに検証会議の中間取りまとめが昨年11月30日に座長試案として出されておりました、それに基づきまして、第2次消費者委員会といたしましても、平成23年12月2日に座長試案についての意見を取りまとめました。

国民生活センターにつきましては、「どの組織形態をとることになるにせよ」ということで、(1)から(4)に述べているように、これまでの機能が尊重され、損なわれないようにということでの意見を取りまとめて出しております。参考5としてお付けしているものです。

その後の経緯については、今、消費者庁側から御説明をされたとおりです。

消費者委員会からは以上です。

○大森座長 ありがとうございました。

○野々山国民生活センター理事長 国民生活センター理事長の野々山でございます。

国民生活センターの在り方の見直しの検討の経過につきましては、ただいま林課長から御説明があったとおりです。一昨年12月に閣議決定された後の議論では、当初、機能の一つひとつについてその必要性等を議論されることになりまして、その必要性については強く訴えさせていただきました。その中で、国民生活センターの重要性について具体的な事実を示して主張していったということでもあります。

私どもが直接的に議論をさせていただいたのはタスクフォースまでであります。以後はさまざまな形で委員の皆さん方の御意見を伺って、その中に少し私どもの意見を述べさせていただいたとい

う経過であります。述べた意見は幾つか反映されていると理解しております。例えばタスクフォースの中では、資料3-3、5ページに見直しの視点というものがございます。この中には7つの視点が書かれておりまして、これは私どもが現在も持っている視点であります。1つは、消費者行政全体としての機能強化、効率化の中で国民生活センターの在り方についても考えるべきであるということであります。2つ目は、国民生活センターに蓄積されている人材、ノウハウがきちんと活用されるような組織の在り方が検討されなければならないということであります。3つ目は、国民生活センターの各機能は相互補完性・一体性を持っております。これを確保されることでもあります。4つ目は、消費者庁と国民生活センターの連携というものだと理解しておりますけれども、そういうものがきちんと確保されるものである必要があるということでもあります。5つ目は、国民生活センターによる情報提供の柔軟性・機動性がきちんと確保されるものであるということ。6つ目には、国民生活センター職員の雇用問題に配慮されるべきであるということ。7つ目には、より「消費者目線」に立った消費者庁の実現に向けた組織転換・人材育成になることであると考えております。

また更に、資料3-5の見直しに関する検証会議の中間取りまとめの中にも見直しにおいて踏まえる視点ということで幾つか挙げております。1から4までにつきましては、私どもの考え方、意見も反映されていると考えております。

1つ目は、当センターが中核的实施機関としての役割を担っていることを踏まえまして、体制整備と必要な人員を確保することでもあります。2つ目は、各機能においては、柔軟性・機動性を確保しつつ、地方消費者行政の現場と密接に結び付きながら、消費者目線に立った対応を行うことの重要性から、国民生活センターが持ってきた業務運営の独立性にも配慮したものとするということがあります。3つ目は、当センターの相互補完性・一体性が確保されるような組織や人事の在り方をきちんと構築するということでもあります。4つ目は、地方支援というものの関係で、研修内容の充実などの消費者支援・地方支援の業務を充実・強化するということでもあります。

このような視点については私どもが現在でも考えている視点でありますので、この点を踏まえた議論を今後もしていただきたいと思います。

以上であります。

○大森座長 ありがとうございます。

先ほどの現在の体制の御説明とただいまの御説明を含めまして、今日は初回でございますので、各委員の皆さん方から、恐縮ですけれども、2分以内で一人ひとり、御質問あるいは御意見を伺わせていただければと思っています。

山本先生の方からよろしいですか。

○山本委員 突然ですので、余り整理されていないのですけれども、お話を伺っていて、2つの問題があるのだらうと思います。1つは機能の問題、もう一つは人の問題。

機能の問題というのは、消費者庁、消費者委員会あるいは国民生活センターがいろいろな機能を担っていて、例えば消費者に関する情報の収集、分析といったような機能から行政処分といったものもあれば、政策立案といった問題もあって、これらの機能をどう整理していくかを考えなくてはいけないだらうと。

先ほど、国民生活センターと消費者庁と消費者委員会の三極の問題と言われたのですが、現在の三極のつくりかたがベストかという点、私は必ずしもそうは思わない。機能がうまく分担されていて、それぞれの機能が有効に発揮される状態になっているかを点検した上で、現在の在り方からどう持っていくかを考えなくてはいけないのではないかと思います。

もう一つは、先ほど申し上げた人の方の問題で、これは人事交流等の問題や、先ほど座長からも指摘がありましたけれども、現在の消費者庁の職員の入り方の問題です。先ほど機能の問題を申し上げたわけですが、実際には、人の部分をどう育成して、あるいは交流をしていくかが非常に重要だろうと思いますので、人の育成等がうまくいく仕組みをつくっていかなくてはいけないのではないかと感じました。

以上で終わります。

○大森座長 ありがとうございます。

それでは、山内さん、お願いします。

○山内委員 日本生協連の山内でございます。

国民生活センターの機能を担う組織の具体的な在り方につきましては、既に十分な論議が重ねられており、踏まえるべき視点も明確になっていますので、今後は具体的な組織の在り方を幾つか提案いただき、機能が継続されていくのか、人的な問題も解決されていくのかということで論議を進めていただければよろしいかと思います。

もう一点、消費者庁、委員会、その他の行政に係る体制の在り方については、本日、庁に期待された6原則の視点から現状について報告がありました。とりあえず、アウトプットの説明であり、関連するアウトカムの部分、例えば地方消費者行政が強化については、今まで実施されたことによってどの程度、地方消費者行政が強化されたのかという評価についても、関係の方からヒアリングをしたりして質の点でどのように前進しているのかについて評価できるよう配慮をお願いしたいと思っております。

また、質問になりますが、2つ目の検討については、最終的にこの検討会でどこまで方向を出すのか明確になっておりませんので、御意見をいただきたいと思っております。国民生活センターのあり方について一定の結論が出たとしても、消費者庁と消費者委員会の機能・役割については国民生活センターに関係ないところでも課題があると思っております。ここまで明確にすることがこの検討会の目標なのか、その辺りもお聞かせいただければと思います。

以上です。

○大森座長 御質問の部分は後で一括して御関係の方からお答えいただきます。

では、先に行きます。

室町さん、お願いします。

○室町委員 経団連の企業行動委員会というものがございまして、その中で消費者政策部会の部長をやっております室町でございます。

12月まで国民生活センターの在り方の見直しに関する検証会議にも参加をさせていただいておりまして、その後、引き続きこの検討会の委員を拝命いたしました。

先ほど山内委員のお話にもございましたように、検証会議では、一元化ありきではないということから端を発しまして、いろいろな選択肢やさまざまな議論が百出をいたしまして、若干、会議の在り方そのものも堂々めぐりあるいは同じ議論が水掛け論で繰り返されるということが散見されたと考えております。

そういった意味では、ある程度の境界条件、そして選択肢の御提示、そして、この委員会の結論の出口をあらかじめイメージした形でこの検討会を進めていただかないと、やはり同じような結果になることも恐れているということがございまして、その辺も是非ともマネジメントをよろしくお願ひしたいと思います。

よろしくお願ひいたします。

○大森座長 全員でやっていきたいと思ひます。

では、畠中さん、お願ひします。

○畠中委員 畠中でございませう。

メンバー表には中央大学総合政策学部教授と書いてありますが、大学では行政学を教えております。その前は総務省におりまして、主として行政管理とか行政監察の仕事をやっておりました。そういう意味では、今、評判の悪い過去官僚でございませう。

ただいままでの御説明を聞いて、資料3-1にもありますように、2回にわたってタスクフォースと検証会議で、詳細な検討をされておられて、今さら何を議論するのだと思ひますが、それを言うとおまえは何でここにおるんだということになりますので、もう言ひませう。

質問が3つあります。

1つは、先ほど佐々木先生の発足時のお話を聞いて思い出したのですけれども、当時のマスコミの論調は、各省庁から独立した強力な権限を、というのが主な論調でした。私は、大学でちょっと心配したのは、余り強力な権限を持つと生産者が委縮しないかという心配をしたんです。今日は経団連の方もおられますので、今はそういう心配はないものかどうかということが1点。

2点目は、資料3-1のところ閣議決定が2回行われておりまして、最初の22年12月7日の閣議決定は、消費者庁に一元化して云々と書いてあります。「消費者庁」と明瞭に書いたのですね。最近の今年の1月19日の閣議決定は「国」に移管するということですね。これはどういう意味か。この「国」というのは、消費者庁、消費者委員会または内閣府本府があり得ると中間取りまとめにあります。そう読んでいいものかどうか。私が言ひたいのは、「国」というのは、消費者庁以外、例えば経済産業省もありますから。要するに消費者庁、消費者委員会、または内閣府ということを行っているのだと理解していいものかどうかということです。

第3点目は、今日でなくて結構ですけれども、国民生活センターは今、独法ですね。その前は特殊法人だったのですね。一般的に言って、特殊法人が評判が悪くて独法になったのですが、特殊法人の前は何だったろうかということ調べてみたのですが、「特殊法人国民生活センター」の前は、「特殊法人国民生活研究所」だったのですね。これは経企庁所管の特殊法人だったわけです。これが1962年6月に発足した。普通こういう特殊法人ができる経緯は、ぱっとできるのではなくて、何かがあってできるのですね。この当時、昭和37年ですけれども、私はまだ高校生のときで全く記憶

がないものですから、何かがあってこの「特殊法人国民生活研究所」ができたのか、もしわかれば教えてほしいということです。

以上です。

○大森座長 ありがとうございます。

では、橋本さん、お願いします。

○橋本委員 社団法人北海道消費者協会の会長をしております橋本です。

北海道消費者協会というのは、北海道に75の地域協会がありまして、それが集まってできた消費者団体ですが、一方では、北海道立消費生活センターの指定管理者という面もございまして、私はその所長を兼ねておりまして、行政とのいろいろなパートナーシップ、協働といったものも非常に常日ごろ感じている立場でもあります。また、75の消費者協会は地方における相談窓口を設けていたり、消費者センターの業務受託を受けたりという形で、地方における消費者生活相談といったものを北海道の場合は、私ども消費者団体が受けているという立場で、私も本来は苫小牧消費者協会の会長も兼ねておりまして、苫小牧の消費者センターの業務を受託している現場の立場でこの席におります。

ですから、今までタスクフォース、思い出すと、私は消費者庁ができる前、地方公聴会も意見を述べさせていただく機会がありまして、消費者庁の設置をずっと見守ってきたということもあるのですが、その間、いつもそういった地方の立場ということを訴えてまいりました。今後も現場を重視した形の御意見を述べさせていただきたいと思っております。

既にいろいろな場所、先ほどのシンポジウムの間でも十分いろいろ御意見を今まで言わせていただいております、そういったことも踏まえて、今回、国民生活センターの国への移行を踏まえた消費者行政の体制の在り方を話していきたいということですので、私たちの現場が国民生活センターが国へ移行した場合、使い勝手のいいと言ったらちょっと失礼に当たりますが、現場が本当に役に立ち、そして、消費者目線でやっていける機能を是非有してほしいという立場でこれからも検討会に参加させていただきたいと思っております。

質問等は別にございませぬ。

○大森座長 ありがとうございます。

では、中村さん、お願いします。

○中村委員 弁護士の中村雅人です。

私ども弁護士は消費者問題で大変苦勞してずっとやってくる中で、今の日本の国には消費者目線で行政をやる、要するに産業保護育成と離れた行政機関が要するということを実は、二十数年前に日弁連で打ち上げております。それに基づいてずっと取り組んで、なかなかできなかったのですが、先ほど佐々木さんの説明にあったように、福田総理の時代に急遽できることになって、私たちもそれを応援して、まさに消費者と弁護士たちの国民全体の夢の実現といえますか、消費者庁の創設はそういう位置づけだったのです。国会で審議されて、一定の法律と形ができ、予算が付き、そのまま今日、走ってきているわけですが、今、必要なのは、2009年の消費者庁国会のときの国会の意思がどこにあったかということをもう一回確認する必要がある。

佐々木先生は、先ほどは国会に出るまでの閣議決定までの経過をお話になった。あの閣議決定に基づいて法案がつけられ、翌年の通常国会に出て審議され、そのときに民主党は全く違う法案を出して、消費者権利院法案というものを出した。そのぶつかり合いの中で消費者政策審議会が外出しになって消費者委員会ができるなど、与野党の合意一致で今日の行政の形ができてきているのです。できたのですが、6月に法が公布され、9月にはもう新しい役所がスタートするという、通常、国の機関をつくる時には考えられないほどの短期間で立ち上げていただいた。だけれども、それだけに、品ぞろえがまだ十分でない段階でお店をオープンしたようなところが随分ありまして、それで附帯決議とか、附則にたくさんの要望が付いているわけです。

今日は説明がなかったのですが、参考資料6と7に附則と附帯決議が付いておりまして、ここにいっぱい宿題が残っているわけです。国会での約束事を更に3年以内に検討しなければいけないこととして附則の3項から6項、参議院の方ですが、附帯決議の24、33項などに書かれていて、3年やってみてきちっと点検しなさいという宿題が残っているわけです。

ですから、私はここでの議論はまさに冒頭に松原大臣がおっしゃったように、この3年間走ってきて、役立っているのかという検証をきっちりやって、反省すべきところは反省し、改善点はどこか、そして、強い統率力のある行政機関にしてほしいというお話があって、全くそのとおりだと思います。そのためには、2009年の立法経過、国会の意思がどこにあるかの確認。それと、この2年ないし3年間の消費者行政の総点検を今やる時期だろうと思っています。

先ほどの行政庁からの御説明は、自分たちはこういうことをしたという視点での整理はしていただきました。だけれども、国民から見ると、こういう点が足りないという説明がまだ全くないので、是非、次回以降、まず、国会の意思はどうであったかということで、国会から人を呼んでもいいからそういうヒアリングをしていただきたいし、この2年間どうであったかという、まさに現場の点検を行政からではなくて、現場サイドからの見方、2、3年の総点検意見を是非ヒアリングで聞いていただきたい。

私は長いことかかわってきているので一定の情報は持っておりますので、とりあえずのレクチャーをしろということなら、次回でもレジュメを持ってきてほしいと思いますので、まず、そういうことをこの場でやる。そういう中で、国民生活センターの在り方が、先ほど佐々木さんが言われたように、国会やその前の検討会では十分議論されていなかった。消費者行政をこの2年を点検する中で議論していけば、おのずから国民生活センターの位置づけも決まっていくのではないかと考えておりますので、是非そういう進め方をしていただきたいと思っております。

よろしく願いいたします。

○大森座長 ありがとうございます。

では、丹野さん、お願いします。

○丹野委員 全国消費生活相談員協会の丹野と申します。どうぞよろしく願いいたします。

私どもの団体は、全国の消費生活センターの相談員を横断的にまとめている団体でございまして、会員は2,200人おります。先ほど橋本さんがおっしゃいましたけれども、北海道消費者協会の方もメンバーになっていらっしゃいますので、北海道から沖縄まで会員がおります。

さつき時計の針を戻すなみたいなお話がございましたが、私どもの団体が、昨年9月に会員実態調査というものをやりまして、その報告書を昨年12月にまとめました。その中で、やはり地方の消費生活センターの相談員にとりまして、国民生活センターというのは親のようなものでございまして、その親がどうなるかというのは大変関心がございます。それについてアンケートをとりました。そうしましたら、実は国民生活センターが国に一元化すること、移行することに対して反対という意見が70%出ました。

主な意見は、基本的には、国民生活センターの持っている柔軟なところが国へ入ってしまったら、それが失われるのではないかと。具体的に申し上げれば、例えば直接相談、直接消費者の方から相談を受けてこそ地方の消費者センターへ支援ができるのだけれども、そういうことが本当に行われるのだろうかとか、そもそも国に入ってしまったら「あっせん」ができるのだろうか、例えば情報の柔軟な発信がございましたけれども、そういうことが本当に行われるのだろうかなどという、非常に深い懸念があって、アンケートの結果に表れてきているのだと思っております。

我々はそれこそ消費者目線を使って、日ごろ消費者相談を受けている人間の集まりでございますので、そういう意味で、文字通り現場でございまして、現場の人間が非常に不安感を持っているということを踏まえた上で、では、どうしたら不安感が払拭されるのかということ、本当に払拭できるのかということも含めて御検討いただきたいと考えております。

ここで一例を出すのが適当かわかりませんが、あと私がどれだけお話する機会があるのかわからないので、少しお話をさせていただきたいと思っております。

例えば地方の消費生活センターから見ると、国民生活センターからの情報提供、例えば新しく難しい相談が来ました。その難しい相談について国民生活センターから情報をいただく。それによって、こんな風に解決できるのだという知識ができる。つまり情報をいただくことで地方の消費生活センターの一定の質を保つことができるという現実がございます。今日は出てきませんでしたが、PIO-NETというものがございまして、そのPIO-NETは、事案の概要や解決の結果を相談員が報告書のように書き込むものでございますが、それ以外に実はオフレコの部分がございます、そこにはこういう事業者についてはここまで交渉できるとか、こういう商法についてはここまで法律的に対処できるとかできないとかという情報を国民生活センターから逐一提供していただいています。それに基づいて地方の消費生活センターの相談員は、ここまでできるのだということを理解しながら個別の助言、あっせんをしているという現実がございます。それらが、本当に国になってしまったときに、そんなかゆいところに手が届くようなことまで本当にお国がやっていただけるのだろうかという部分がございます、アンケートの結果に出ているものだと思いますので、その辺も是非前向きに御検討いただいて、よりよい方向でこの委員会が進んでいただくことをお願い申し上げたいと思っております。

○大森座長 ありがとうございます。

では、阿南さん、お願いします。

○阿南委員 全国消団連の阿南と申します。

私は、国民生活センターの在り方についての検討は、消費者庁、そして消費者委員会を含めた3

つ機関の在り方検討と同時に行わなければ、本来目指した消費者行政の充実ということ、国会でも議論になったその思いの実現を図ることはできないと思いますので、国民生活センターだけを取り出して議論してもいけないのではないかと思います。

ですから、まず、創設後２年半を経過した消費者庁が、今日も報告が出ていましたけれども、どうやってきたのかを検証することが必要です。また国民生活センターについてもそれが必要です。2009年、消費者庁ができたときに、一体、国民生活センターは自分たちの持っている機能をそこに関連してどのように発揮しようとしたのか、してきたのか。さらには消費者委員会はどうだったのかということのを合わせて、これらの３つの機関の連携を厳しく総括して、今後のあり方を考えていくことが必要だと思います。山本先生からも機能を整理するというお話がありましたけれども、そうする中でしか考えることはできないのではないかと思います。今後の議論の進め方にもなるのですけれども、そうした議論をお願いしたいと思います。

以上です。

○大森座長 ありがとうございます。

では、足立さん、お願いします。

○足立委員 私は、京都府消費生活安全センターのセンター長をしております足立と申します。

室町委員、阿南委員とともに、さきの検証会議の委員も仰せつかっておりました。前回の議論を踏まえていよいよ具体的な議論に入るということで、大変大きな期待を持っておりますが、私は、地方の消費生活相談の現場におります関係で、特に国と地方との関係につきまして、是非この検討会議の中でも、今後の在り方についての十分な議論がなされるように期待もしておりますし、また、それに沿った発言もしていきたいと思っております。

特に冒頭、佐々木先生の方から基本計画の御説明がございました。その中で、国と地方の一体的な取り組みの強化が大きな柱であったという御報告があったかと思えます。しかし、地方の現場におりまして、国と地方が一体となって消費者行政を進めているかということをお考えますと、確かに基金が交付されて、市町村、都道府県の窓口の整備も進みました。消費者庁には、他の省庁には恐らく少ないか、ないと思うのですが、地方協力課という課があって、国として地方と一体となって取り組みをしようというマインドは感じるんですけれども、地方の現場におりまして、いろいろなトラブルが起こった際に、国と一緒に問題解決に当たれているか。国と地方との風通しがいいかということになるとまだまだ不十分な点もあるのではないかと思います。是非とも国と地方の在り方についての現状を十分分析あるいは評価をして、今後の在り方について議論を進めていっていただきたいと思えます。

○大森座長 ありがとうございます。

御質問が何点か出ていましたので、それをお答えください。

お願いします。

○川口審議官 御質問について事務局の立場からお答えできることについて最初に総括的に御説明をいたしたいと思えます。

山内委員の御質問でございますが、検討事項の２つ目に消費者庁、消費者委員会、その他の消費

者行政に係る体制の在り方ということについて検討ということになっているわけですが、これはどのようなことを想定したものかということでございますけれども、経緯的に申し上げますと、検証会議の中間取りまとめの中で、結びの中で附則三項の趣旨も勘案しつつ、別途検討の場を設けて議論し、取りまとめられたことが背景でございます。

附則三項は、参考6にございますけれども、消費者庁及び消費者委員会設置法の第三項に、長い附則でございますが、「消費者行政に係る体制の更なる整備を図る観点から検討を加え」と、これについては、消費者庁、消費者委員会、国民生活センター、組織、事務、業務、その他が書いてあるわけですが、消費者行政に係る体制の更なる整備を図る観点から検討を加え、必要な措置を講ずるものとするところとあつたところでございます。

検証会議の場でこの点についてもしっかり検討をすべきという御意見が出まして、副大臣の方で引き取られて、別途、別の場でこれについてはしっかり対応いたしますというお話がありましたので、その延長上で3の(2)、資料1-1の検討事項の2つ目が入っているということでございますので、その経緯を踏まえて、消費者庁、消費者委員会、その他の消費者行政、国民生活センターに限らないものについてもしっかり御検討をいただければということでございます。

島中委員の御質問で、強い権限というものについて、これは佐々木先生の御説明以来、さかのぼれば福田総理の強い権限という言葉の解釈ということで法律ができて今に至っているわけですが、さかのぼって考えますと、消費者庁にどの程度の権限を与えるべきかということで、各省に対する「強い権限」ということでは、措置要求的な権限。自らの執行権限という意味では、各省庁から執行権限を移管する。自ら執行する。特商法ですとか、景表法について行う。その間に、すき間権限としての自らの執行権限ということで、消費者安全法に整備されている。それが今のところの現状でございます。

国にということについての解釈でございますが、これも資料3-5にございました検証会議中間取りまとめに書いてあるものを引き継いだものでございますので、国への移行先としてはということで、資料3-5の2ページ、消費者庁、消費者委員会、内閣府本府、またその組織形態については内部部局、施設等機関、特別の機関などさまざまな選択肢を取りうると。ただし、それぞれ課題が想定されるということで、それを踏まえて「国への移行が現実的」と中間取りまとめになりましたので、それを踏まえた政務決定でございますので、その件に照らして考えますと、国の中にまださまざまな選択肢がある。経産省という御指摘もありましたが、ここに挙げられていない省庁も排除されているものではないと理解しております。

国センの経緯については、次回、資料を提出させていただきたいと思っております。

中村委員御指摘の国会の意思については、資料としては附帯決議等の資料をとりあえず出させていただいたところでございますが、なお適当なものがあればまた提出させていただきたいと思っております。

私からは以上でございます。

○大森座長 島中さん、今のような御説明ですが、御質問については。

○島中委員 生産者が委縮しないか心配したということを行ったのは、特に新製品を発売する場合

は（売れるのか、売れないか、）かなり冒険的な面もあるんです。そういう冒険心は、企業活動にとっては非常に大事なものの、企業発展のためには大事なものだと思っているものですから、仮に消費者庁が強力な権限、何か1つ事故があった場合にすぐに販売停止とか、そういうことになれば、生産者のそういう冒険心をヘジテイトというのか、抑制することにならないかを心配したものですので、そういうことがなければいいのですが。ちょうど経団連の方もおられますので、そういうことがないかどうかちょっと伺ってみたいと思った次第です。

○大森座長 室町さん、何か御発言ありますか。

○室町委員 佐々木先生のお話にはなかったのですが、福田総理が平成20年4月に守るべき3つの原則というものを公表してございます。その中の1つに、「新たな消費者行政の体制強化というものは、消費活動は勿論のこと、産業活動も活性化をしなければいけない。」という視点のお話もございました。そういった意味では、必ずしも産業界というのは悪質業者の塊ではなく、善意の業者が大部分であり、私どもは常日ごろ、ウイン・ウインの関係を保ちたいという視点で参加しております。今回の検討会でも、御一緒にいろいろな課題について検討していきたいと思っております。

○大森座長 先ほど丹野さんから国についてある種の不信感を現場の方々はお持ちになっておられるのですね。消費者センター、国センを国に移行すると、国というのがなかなか柔軟にいろいろなことをやらないのではないかと御懸念をお持ちになっていて、その場合の国は消費者庁のことですか、もっと広い国ですか。

○丹野委員 このアンケートだけを申し上げれば、昨年9月の段階では、消費者庁へ行く先の候補が決まっている時点でのお話でございましたので、それはほとんど消費者庁を想定してのものだと思われれます。例えば消費者庁が持っている立法権限、法執行権限との兼ね合いで、そこでちゃんとあっせんができるのだろうかとか、国になってしまうと今、持っているフレキシブルな国民生活センターの機能が損なわれてしまって、ひいては消費者のためにならないのではないかと御懸念があつての回答だと思われれます。

○大森座長 というような御発言がありました。それから、皆さん方の中に、今回、私どもの宿題としてというか、課題は相当明白になっているのですけれども、皆さん方の御意見の中にはもうちょっと幅広くいろいろ検討すべきではないかという御意見もありました。

いずれにいたしましても、検討していきますとそういう議論になる可能性も十分ございますし、これからさまざまな方にヒアリングをさせていただきますので、そのヒアリングの中には必ずそういう御意見が出てくるものと承知しています。ですから、しばらくの間は、さまざまな御意見を伺った上で、今日、御発言なされたことについてもテイクノートしまして、全体としては、まとめる方向を目指しますけれども、最初からこうだというのではなくて、少し一呼吸置きながら議論を進めさせていただいた方がいいかと、そんな感想を持っています。そういう運びにさせていただければと思いますけれども、よろしゅうございましょうか。

ここは忌憚のない御意見を伺うということになっておりますけれども、最終段階では、全体として皆さん方の合意をいただきまして、大臣に責任ある答申、報告書を出したいと思っておりますので、

よろしく願いいたします。

それでは、今後につきまして、これからスケジュールに則しましてヒアリングを行いますので、これについて御説明いただきましょうか。

○服部参事官 資料4-1及び資料4-2に基づきまして御説明させていただきたいと思います。

まず、検討会のスケジュール（案）でございます。

第2回、第3回で消費者行政の体制の在り方、国民生活センターの国への移行の在り方につきましてヒアリングを実施するという案でございます。ここでは、消費者団体、弁護士、事業者団体、地方自治体、学識有識者などから検討事項の内容に詳しく、幅広い観点から御意見をいただける方、計8名程度をお呼びしてはいかかかと考えております。ただし、先方の御都合によりまして、第4回目での実施もあるのではないかと考えております。

それ以降、第4回から第6回でございます。ヒアリングを踏まえた論点の整理ということでございまして、この中で消費者庁、消費者委員会、国民生活センターからそれぞれが抱える課題についてのヒアリングを実施してはどうかと考えております。

第7回、8回目でございますが、国民生活センターの機能を担う国における組織の具体的な在り方、また、消費者行政の新たな体制について御討議を賜り、第9回、10回と取りまとめに向けた討議、夏、取りまとめという運びを考えております。

資料4-2、今ほど申し上げました第2回、第3回のヒアリングの実施、有識者へのヒアリングの項目（案）でございます。

3つございまして、1点目が、消費者庁、消費者委員会の発足から2年余りが経過しておりますが、この間の消費者行政における取り組みをどう評価するか。そして、ここでは推進会議の検討を経て決定されました計画で示されております、先ほど来の6つの原則に照らし、どう考えるかということでございます。2点目が、国民生活センターの各機能の国への移管に当たり、強化すべき点、また留意すべき点は何かというものでございます。そして、以上の点を踏まえ、消費者庁、消費者委員会、その他の消費者行政に係る体制の在り方として何が求められるのか。特に国民生活センターの機能を担う国における具体的な組織について、どうあるべきか、こういったことにつきまして御意見を賜ればと考えております。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○大森座長 こんなスケジュールですけれども、何か御質問、御意見ございますでしょうか。

どうぞ。

○中村委員 先ほどもちょっと申し上げたのですが、3年前の国会のことをどなたかにきちっとご説明していただいた方がいいと思います。附帯決議とか附則を取りまとめた中心になられたのは、仙谷さん、枝野さん、小宮山さん辺りなので、できればその辺か、自民党サイドでも結構ですけれども、是非国会でどういうつもりでこういう法律をつくって、修正していったのかということは、皆さんの共通認識にしておかないと、その法に基づいて行政をやっているわけですから、その辺がマッチしているかどうかの点検の必要もあると思うのです。是非国会サイドの説明を要求したいと思います。

○大森座長 これは事務方はどんな御判断ですか。お願いします。

○川口審議官 国会の立法府、衆議院、参議院、まさに修正協議の事務方、裏方をされた人たちもいらっしゃいますので、先生の御趣旨を踏まえながら、御説明できる体制を相談させていただきたいと思います。

○大森座長 今、大臣からお耳打ちがあったのですが、さっき中村さんも自分としても資料を提供して御発言してもいいとおっしゃっていますので、そのことを含めて御相談させていただいてよろしいでしょうか。

一応のスケジュールでございますけれども、進めさせていただいてよろしゅうございましょうか。

具体的にどなたにおいていただいてヒアリングをするかについては、恐縮ですけれども、いろいろな分野の方々をお招きする予定でございますので、事務局と相談しながら、私の方へお任せいただけないでしょうか。できるだけバランスよくいろいろな人選をいたしたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

今、ちょうど12時5分前でございますので、今日は副大臣がおみえになっていますので、最後に副大臣からお願いいたします。

○後藤斎内閣府副大臣 熱心な御討議をありがとうございます。前半は過去の動向だということで、別用を入れておりまして、後半だけ出席させていただきました。

先ほど先生方からも御意見がありましたように、この2年間、いろいろな総括や、組織の在り方について消費者庁、消費者委員会、それぞれの立場の中で、時には合同、時には別々に議論をまいりました。それに従って、今回の検討会という形で、いろいろな名称も考えましたが、大臣のいろいろな御指示の中で、ある意味では連続性もあり、またいろいろな評価をしながら今回の委員の先生方をお願いするに当たっても、さきの検証会議のメンバーの方にもお残りをいただきながら、なおかつ少し広い視点の中で消費者行政全体を整理し、夏に向けて仕事の中身、そしてそれを支える組織の在り方、更には繰り返し検証会議のときにもお話をしたのですが、当然、限られた財政という予算の現実的な制約もありますので、それをどう組み合わせをして、消費者の皆さん方にとって、国民の皆さん方にとって一番いい形の組織や仕事ができるのかという視点は、是非先生方をお願いをしたいと思います。

私も全部出席できるわけではありませんが、大臣からの御指示で検証会議同様、この検討会も、主宰という形で大臣との連携、そして国会への報告も含めてしていきたいと思っています。

先ほど中村先生から最後にお話のあった、国会との関係というものも、国会議員をこの場に呼んでというのは、いろいろな評価もありますので、先ほど川口審議官からお話をさせていただいたように、いろいろな工夫はして、当時のいろいろな思いがきちっと伝わるような、また御披露を改めてすることは考えていきたいと思っていますので、是非御理解をお願いしたいと思います。

いずれにしても、3年という1つの当時の立法府の意思として、組織の在り方全体を見直していくことも一方である中で、過去の蓄積を踏まえて、是非いい形で議論を進めていただいて、先生方の総意の中で夏にはアウトプット、アウトカムも出していけるように、私もお支えをすることをお約束し、また、事務局も前回の検証会議では、ある意味では、消費者庁が主宰をし、国民生活セン

ターが支えをするという立場でありましたが、今回は消費者庁、国民生活センター、消費者委員会、そしてそのまとめを、当時の3年間の経緯を政府の中で一番知っている松山審議官に事務方の取りまとめをお願いするという大臣の御判断もあって、皆さん方の御意見がより反映できる体制を事務局としてもつくっていくことを重ねてお誓いをし、座長にはいろいろ御面倒をたくさんかけますが、是非先生方のいい意見を出していただけるように重ねてお願いをして、私から皆さん方へのお願いのごあいさつにしたいと思います。

どうぞよろしくお願ひします。

本日はありがとうございました。

○大森座長 ありがとうございます。

それでは、次回の会議について。

○浅田参事官 事務局でございます。

次回の会議につきましては、3月2日金曜日でございます。午前10時から2時間程度ということになるかと思いますが、この場所、消費者委員会会議室にて開催するという事で予定しております。

もし変更等があります場合は、内閣府のホームページで御案内を申し上げます。

その他、検討会につきましては、内閣府本府に置かれておりますけれども、こういった会議の御案内、会議の資料等々、日程のご案内も含めて、消費者庁及び消費者委員会のホームページからリンクで情報にアクセスできるようにしております。

2点目、委員の皆様にお願ひでございますけれども、先ほどお願ひしましたように、議事録については今後、ホームページで公開させていただくということがございます。後日、事務的に記録を送付して、確認をいただきますので、御協力のほど、よろしくお願ひいたします。

事務局からは以上です。

○大森座長 それでは、次回以降もよろしくお願ひいたします。

本日は以上でございます。

ありがとうございました。